母子家庭等
自立支援教育訓練給付金のご案内

母子家庭の母または父子家庭の父が就業につながる能力開発のために受講した指定教育訓練講座の入学料・受講料を助成します。

○この給付を受けることができる方

国分寺市にお住まいの母子家庭の母または父子家庭の父で 20 歳未満のお子さんを扶養している方（受講修了時）で、次の要件を全て満たす方

①自立支援プログラム策定等をする方
②適職に就くために必要であると認められる方
③過去に自立支援教育訓練給付金の給付を受けたことのない方

※児童扶養手当受給（同水準の所得）要件が撤廃されました。

○この給付の対象講座

雇用保険制度の［一般教育訓練給付金／特定一般教育訓練給付金／専門実践教育訓練給付金］の指定教育訓練講座

○支給額

ア． 雇用保険制度の教育訓練給付金を受給できない方

①一般・特定一般教育訓練給付金の指定講座の入学料・受講料の6割相当額
上限 200,000 円、下限 12,000 円　（12,000 円以下は支給対象外）

②専門実践教育訓練給付金の指定講座の入学料・受講料の6割相当額
上限 400,000 円・下限 12,000 円／年 × 修学年数（最大4年間）
（12,000 円以下は支給対象外）
専門実践教育訓練給付金の指定講座受講の場合、6か月ごとの給付を希望される方は、支給単位ごとの給付が可能な場合があります。ご相談ください。

【拡充R6.8.30～】修了後1年以内に資格取得等し、その資格が必要な就職等した場合、
受講費用の 25％（上限年間 20 万円）を追加支給（最大 85％の支給）

イ. 雇用保険制度の教育訓練給付金を受給できる方

アに定める額から雇用保険制度から支給される教育訓練給付金の額を差し引いた額

○相談および申し込みに必要な書類

申し込みにあたっては、事前相談が必要です。生活福祉課の母子・父子自立支援員にご相談ください（予約制）。

申し込みは「講座指定申請（受講前）」時と「支給申請」時の2回行っていただきます。
（支給単位給付希望の方（専門実践教育訓練給付金講座に限る）は、受講中6か月に一度の申請が必要です） ※受講開始後は申請できません。

【必要な書類】*は相談時にお渡しいたします

1 受講対象講座指定申請書*
2 戸籍謄本または抄本 （申請者及びその扶養している児童）
3 世帯全員の住民票の写し
4 雇用保険制度の教育訓練給付受給資格有無の証明書（受講前）
・教育訓練給付金支給要件回答書
雇用保険制度の教育訓練給付の証明書（支給申請時）
・教育訓練給付金支給要件支給・不支給決定通知書
5 講座の概要・カリキュラムやスケジュールのわかるパンフレット等
6 その他申請者等の状況や申請の内容により必要な書類（窓口でご確認ください）

申請時に、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードおよび顔写真入り本人確認資料をお持ちください。

○審査

支給にあたっては審査を行います。審査の結果、支給できない場合もあります。

○注意事項

支給申請は、対象講座の受講終了から 30 日以内に申請してください。
雇用保険制度の教育訓練給付金を受給できる方で、専門実践教育訓練給付金対象講座受講の方は、支給額が確定した日から起算して 30 日以内に申請してください（支給単位ごとの給付の場合は別途説明します）。
ともに、遅れた場合には支給できない場合があります。

お問い合せ先
国分寺市役所福祉部生活福祉課
母子・父子自立支援員
042-325-0111（代表）

令和6年 11 月改定